

Print Free 複合機の申し込み手続きについて、ご説明させていただきます。

はじめに、本紙2ページ目の「全額返金保証制度」、3ページ目の「レンタル規約」をお読み頂き、別途印刷した「Print Free AJ専用・プリンタレンタルサービス利用申し込み書」と、本紙5ページ目の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に署名捺印の上、Zeroグループ会社に、FAX又は、スキャンしたPDFファイルをメールに添付して送信して下さい。

※書き方がよく解からない場合は、トップ画面上部に記載されています、担当のZeroグループ会社、又は、お問い合わせフォームよりご連絡下さい。
確認後、担当会社より連絡させていただきます。

必要書類の確認ができましたら、Zero担当会社より確認の連絡をさせていただきます。

併せて、レンタル料金のお振込先、プリンタ複合機の納期等、詳細について打合せさせていただきます。

《全額返金保証制度》

～ 全額返金の条件 ～

■全額返金保証をご利用できるのは、初回購入のお客様に限ります。
(1企業様1台限り)

※プリンターを納品させて頂いたダンボール箱等をそのまま取り置き頂き、
返品の場合はそのダンボール箱に入れての返送を頂きます。
それ以外は全額返金の対象外となります。

■当制度の適用期間は、商品到着後60日以内とさせていただきます。

■商品への自信をもつての返金保証ですので悪質な返却は保証対象外とさせていただきます。

■ご返品の際は、必ず事前にお電話にてご連絡ください。

ご連絡先:フリーダイヤル 0120-12-5885

※事前にご連絡がない場合はお受けできない場合がございます。
予めご了承ください。

■ご連絡後、下記3点を弊社ヘルプデスクまでご連絡下さい。

下記3点がお送りいただけない場合は、お受けできません。

- 1.お客様名と直近の印刷レポート
- 2.同梱させて頂いたビッグカートリッジ、ボトルセット等の全てをご返却頂きます。
- 3.アンケート用紙(お申し出の際にアンケート用紙をお送り致します)

<ご注意>

※振込先の口座はレンタル契約の代金振替口座になります。

■ご返品先

〒064-0953

北海道札幌市中央区宮の森3条11丁目1-34

「株式会社GIC Japan:全額返金受付係」

お問い合わせフリーダイヤル 0120-12-5885

■ご返品時の送料は、お客様負担とさせていただきます。

(万一、着払いにて返送された場合、そのままご返送されますのでご注意ください)

■ご返金額には、弊社送金手数料を差引となりますので予めご了承ください。

■ご返品商品の到着を確認次第、銀行口座に返金させていただきます。

■同じ商品を複数でご注文の場合、返金対象は1台のみとなります。

※必ず事前に弊社までお電話にてご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お受けできない場合がございます、予めご了承ください。

PrintFree レンタル約款

株式会社GIC Japan(以下甲という。)が所有するプリンタ他、関連商品に付帯するサービスと『Print Free』の利用登録されたお客様(以下「乙」という)に対し賃貸借(レンタル)に関するレンタル約款が適応されるものとする。

第1条(目的)

甲は乙に対し、本件機械を乙が指定する場所へ送付の上、乙に貸し渡すものとし、乙はこれを借り受けるものとする。

第2条(期間及び更新)

本契約の基本レンタル期間は「1年」とし、期間満了によって終了するものとする。但し、レンタル期間満了の**3ヶ月前**までに甲又は乙が相手方当事者に対して書面による本契約終了の意思を表示しない限り、本契約は、同様の条件で更に1年間、自動的に更新延長されるものとし、以後も同様とするものとする。

第3条(本件機械の使用及び保管)

- 乙は、本件機械を「**事務用で使用**」することとし、乙は甲に対し、事前の書面による同意がない限り、当初の設置場所から本件機械を移動してはならないものとする。
- 本件機械が乙に引渡された場合、乙は、善良なる注意と管理義務をもって本件機械を**定期メンテナンスと管理(インク補充・ヘッドクリーニング等)**を甲の指示に従った契約内容を遵守するものとする。
- 乙は「**設定内容リストレポート**」を**毎月1日～5日**までの間に甲にFAXまたはPDFでメール添付にて報告するものとする。
尚、甲は、いつでも本件機械の保管及び使用の状況を検査することができるものとする。
- 乙は本件機械の保管又は使用等に関連して第三者に損害を与えた場合、乙がその損害を賠償するものとする。

第4条(使用目的)

乙は、本件機械を、原則として「**自己の事務用の目的**」にのみ使用し、**チラシやフライヤーなどを大量に印刷するような営業目的、その他の目的のために使用しないものとする。**

第5条(お支払い方法・初期設置費用)

- 乙は、甲の指定する申込書類を提出し、初回のみレンタル料を甲の指定する口座に振込むものとする。
初回レンタル料は、月払の場合、月額レンタル料の3ヶ月分、また年一括払の場合は、月額レンタル料の11ヶ月分とし、1ヶ月分は特別割引とする。
- 2回目以降のお支払方法は、甲の指定する口座振替システムとし、毎月12日振替とする。但し、12日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に振替とするものとする。
- 乙は、本件機械が甲より納品された場合は、乙の責任において設置しパソコン等との同期を行い使用するものとする。

第6条(善管注意義務)

乙は、本件機械を本来の用法に従って使用し、善良なる管理者の注意義務をもって管理することとし、本件機械を毀損し、又は価値を減少させてはならないものとする。

第7条(譲渡・転貸等の禁止)

乙は、本件機械を第三者に譲渡し、又は転貸したり使用させることはできないものとする。

第8条(中途解約等)

- 乙は、レンタル期間中に本契約を解約する場合は、書面によって甲に通知を行うものとする。
- (1)レンタル期間の定めにかかわらず、本契約は解約受付日の当月末日を解約日として、レンタル契約を終了するものとする。但し、月払レンタル契約の場合、初回2ヶ月前払入金分を解約受付日の契約応答日から2ヶ月分に充当させることができるものとする。また、その日を解約日とする。
 - (2)いかなる場合でも乙は甲に対し、既に支払ったレンタル料の返還を請求できないものとする。

- (3)初回ご入金日から60日以内にプリンタに不満足があり解約の場合、「60日全額返金保証制度」規定により返金するものとする。この場合の返金に関わる振込手数料は乙負担とし相殺する。但し、複数台数導入の場合は、1企業1台限りとする。
- (4)レンタル契約終了の場合、本件機材一式の送料は乙の費用負担にて甲に返却するものとする。

第9条(本件機械の滅失・毀損)

乙は、本件機械の引渡後、返還までの間に、本件機械が、乙の責めに帰すべき事由であるかを問わず滅失(修理が不可能又は著しく困難な場合を含みます)又は毀損した場合、乙は、甲に対し、当該滅失又は毀損による損害を賠償するものとする。
前項の滅失又は毀損の場合、原則として、乙は、本契約の終了を主張できず、レンタル契約が終了するまでのレンタル料を一括支払いの義務を負うものとする。

第10条(解除)

- 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。
- (1)甲から乙に対する連絡が1ヶ月以上とることができなくなった時。又、毎月の「設定内容リストレポート」の提出を1ヶ月以上怠った時。
 - (2)本契約の各条項に違反したとき。
 - (3)当社に対する重大な過失または背信行為があったとき。
 - (4)その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第11条(本件機械の返還)

本契約が終了した場合、乙は甲に対し、本件機械を返還しなければならぬものとする。尚、契約解除による場合は、甲は強制的に引渡を求ることができるものとする。

第12条(管轄裁判所)

本契約に係る紛争に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第13条(付属規約)

- 1 本契約又は本件機械に関し、甲が別途規約を定めた場合には、当該規約は、本契約に付属するものとして本契約と同等の効力を持つものとし、乙は、当該規約に従うものとする。
- 2 プリンタ製造メーカーの仕様変更と価格変動に伴い、機種変更とレンタル料は、事前の通知により変更する事があるものとする。

■GICの反社会的勢力との関係遮断に関する宣言

GICは、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力対応の基本方針を宣言いたします。

- ①GICは、反社会的勢力とはいかなる取引も行わず、一切の関係を遮断いたします。
- ②GICは、いかなる場合においても、反社会的勢力の関係者に対し、金銭その他の経済的利益を提供いたしません。
- ③GICは、反社会的勢力との接触に備えて、平素から警察その他の外部専門機関と緊密な連携関係を構築いたします。
- ④GICは、反社会的勢力による不当要求を断固として拒絶します。また、組織的に対応を行い、役職員の安全確保に努めます。
- ⑤GICは、反社会的勢力による不当要求などには、民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害届の提出や告訴を含む刑事事件としての対抗措置も躊躇しません。
- ⑥GICは、反社会的勢力による不当要求が、当社の事業活動上の不祥事や、従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための取引などは絶対に行いません。

■レンタル申込日と口座振替日について

※毎月25日までに、下記手続き完了の場合、翌月12日からレンタル料が口座振替となります。
尚、毎月25日以降のお申込み受付の場合は、翌々月12日からレンタル料が口座振替となります。

- ①申込書(本紙提出)
- ②口座振替依頼書(本紙提出)
- ③初回レンタル料3ヶ月分ご入金

■ご契約後の口座振替例（毎月25日を基点とし、口座振替日が設定されます）

パターン	申込日	入金日＝契約開始日	商品お届け	口座振替開始日	口座振替日
①	9月10日	9月12日 初回3ヶ月分	ご入金後1週間 以内にお届け	10月12日 1ヶ月分	・毎月12日口座振替となります ・12日が土・日・祝日の場合は翌営業 日に振替となります
②	9月26日	9月29日 初回3ヶ月分		11月12日 1ヶ月分	

※契約期間は基本1年とし、契約期間満了後、2ヶ月前までに解約の申し出がない限り1年自動更新となります。

■コピー用紙 追加ご注文について

ご注文数変更の場合は、毎月10日までにご連絡下さい。
10日までの受付分は、当月15日～20日頃、自動発送分から変更となります。

<ご注文方法>

『コピー用紙ご注文書兼変更依頼書』にてお申込み、または変更下さい。

①ホームページより『コピー用紙ご注文書兼変更依頼書』をダウンロードし、ご記入の上、FAX下さい。

<http://gic.co.jp/et1.html>

②商品お届け時同梱の『コピー用紙ご注文書兼変更依頼書』をご使用下さい。

お申込み・変更専用FAX : 0120-12-1331

(収納企業使用欄)

顧客番号									
7	1	2	8	1	1	7	6		

口座番号

金融機関控	
新規	変更

申込年月日	年	月	日
-------	---	---	---

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収加)

収納企業名：三菱UFJニコス株式会社(NICOS)

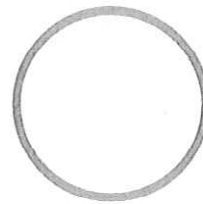
振替日・払込日：27日もしくは12日(休業日の場合はその翌営業日)

私は、三菱UFJニコスから請求された金額を私名義の預金から口座振替により支払うことにしたいので、下記預金口座振替規定条項を確約の上依頼します。なお、本書は三菱UFJニコス以外の請求については使用できないものとします。

口座名義人 〔預金者の お名前〕	フリ ガナ

金融機関お届け印
(お届けサイン)

(押し直し専用)



ゆうちょ銀行以外の金融機関またはゆうちょ銀行のうちどちらか一つをご指定ください。

ゆう ちょ 銀行 以外 の 金 融 機 関	ご指定 口座	銀行		本店	御 中
		信用金庫 信用組合	支店		
		農協 漁協 労金	出張所		
		1 普通預金 (貯金口座)	2 当座預金	店番号	口座 番号



金 融 機 関 使 用 欄	検印
	印鑑照合
	受付印

ゆう ちょ 銀行	種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右からつめてご記入ください)
	1 6 6 3 4 1		の 0	
	払込先 口座番号	00190-5-73326	払込先 加入者名	三菱UFJニコス株式会社

料金等の種類

預金口座振替規定(ゆうちょ銀行からの自動払込みは除く)

1. 預金の支払手続きについては、当座勘定約定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金払戻請求書を提出いたしませんから貴店所定の方法で処理してください。なお、振替日に変更された場合は請求書に記載された日付をもって処理されてもさしつかえありません。
 2. 指定預金口座の残高が振替日において引落請求票の金額に満たないときは、私に通知することなく引落請求票を返却されても又、指定日以降に再度振替えられても異議ありません。
 3. この預金口座振替契約は貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
 4. 上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があっても本書は有効として扱われてさしつかえありません。
 5. この取引についてかりに紛争が生じても貴店あるいは三菱UFJニコス株式会社の責によるものを除き、すべて私と収納依頼企業との間において解決するものとし、貴店および三菱UFJニコス株式会社には一切ご迷惑をかけません。
- ※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

以上

収納依頼企業名
〒064-0953 札幌市中央区宮の森3条11丁目1-34
株式会社GICJAPAN

※ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記該当箇所に○印をつけて三菱UFJニコスへご返送ください。

1.印鑑相違	2.預金種目相違	3.印鑑不鮮明
4.名義人相違	5.口座番号相違	6.預金取引なし
7.支店名相違	8.その他()	

【不備返送先】

〒274-8790 日本郵便船橋東支店私書箱30号
三菱UFJニコス株式会社 中央システムセンター 宛

記入例

(収納企業使用欄)

金融機関控	
新規	変更

顧客番号						
7	1	2	8	1	1	7
6						

口座振番号

申込年月日	年	月	日
-------	---	---	---

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

収納企業名: 三菱UFJニコス株式会社(NICOS)

振替日・払込日: 27日もしくは12日(休業日の場合はその翌営業日)

私は、三菱UFJニコスから請求された金額を私名義の預金口座を確約の上依頼します。なお、本書は三菱UFJニコス以外

金融機関にお届けの印鑑を鮮明にご捺印ください。キャッシュカードをご利用の方でも、口座開設時に印鑑を届けた方は、暗証番号ではなく必ずお届け印鑑をご捺印ください。(お届けサインの記入は可)「金融機関お届け印」欄のご捺印が不鮮明となった場合に「押し直し専用」欄にご捺印ください。

金融機関にお届けの名義をご記入下さい。

口座名義人	フリガナ スズキ ヒロコ
[預金者のお名前]	鈴木 ひろ子

(お届けサイン)

(押し直し専用)



ゆうちょ銀行以外の金融機関またはゆうちょ銀行のうちどちらか民間金融機関または郵便局のいずれかをご記入下さい。

口座振替をご利用になる金融機関名・支店名をご記入下さい。預金種別(普通預金もしくは当座預金)をご選択下さい。口座番号をお間違いなくご記入下さい。

ゆうちょ銀行以外の金融機関	ご指定口座	銀行 本郷	本店 御中
		信用金庫 信用組 農協 漁協 労	支店 出張所
	1 普通預金 (貯金口座)	2 当座預金	店番号
			口座番号
			1 2 3 4 5 6 7



ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右からつめてご記入ください)
	1 6 6 3 4		1 9 8 7 0	8 7 6 5 4 3 2 1
	払込先口座番号	00190-5-73326	払込先加入者名	三菱UFJニコス株

自動払込みをご利用になる郵便局口座の記号・番号を確認の上、お間違いなくご記入ください。8桁に足りない通帳番号は右につめてご記入下さい。

料金等の種類	
--------	--

預金口座振替規定(ゆうちょ銀行からの自動払込みは除く)

1. 預金の支払手続きについては、当座勘定約定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しまたは普通預金払戻請求書を提出いたしませんから貴店所定の方法で処理してください。なお、振替日の変更された場合は請求書に記載された日付をもって処理されてもさしつかえありません。
2. 指定預金口座の残高が振替日において引落請求票の金額に満たないときは、私に通知することなく引落請求票を返却されても又、指定日以降に再度振替えられても異議ありません。
3. この預金口座振替契約は貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
4. 上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があっても本書は有効として扱われてさしつかえありません。
5. この取引についてかりに紛争が生じても貴店あるいは三菱UFJニコス株式会社の責によるものを除き、すべて私と収納依頼企業との間において解決するものとし、貴店および三菱UFJニコス株式会社には一切ご迷惑をかけません。

※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

収納依頼企業名
〒064-0953 札幌市中央区宮の森3条11丁目1-34 株式会社GICJAPAN

※ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記該当箇所に○印をつけて三菱UFJニコスへご返送ください。

1. 印鑑相違	2. 預金種目相違	3. 印鑑不鮮明
4. 名義人相違	5. 口座番号相違	6. 預金取引なし
7. 支店名相違	8. その他	

【不備返送先】

〒274-8790 日本郵便船橋東支店私書箱30号
三菱UFJニコス株式会社 中央システムセンター 宛

ヘルプデスク Help Desk

お客様の疑問・トラブルをサポートします。

◆機能についての質問

「両面コピーってどうやるの？」
「スキャナーを使いたい！」
「I-FAX (アイファックス) ってなに??」



◆ネットワークトラブル

「ネットワークに接続できない！」
「パソコンからデータが送れない！」

プリンターコストの最適化と、経費の見える化の実現へ。

プリントフリー
PrintFree



◆故障トラブル

「紙が詰まっちゃった～」
「なんだか印刷が汚れてる…」
「色がかすんでるなあ？」



◆その他サポート

- ・ドライバーインストール
- ・導入後の設置フォロー

GICヘルプデスクは、お客様一人一人の様々な問題や疑問を的確にヒアリングさせて頂き解決に導く「問題解決型」の窓口です。

お問い合わせ
ヘルプデスク専用フリーダイヤル

 **0120-12-5885**

受付時間：9:00～18:00（土・日・祝日を除く）

お電話でのサポートは無料です。現地へお伺いしてのサポートは有償となります。
弊社がお伺い困難な地域では、地域担当の設定業者をご案内させて頂く場合がございます。
その場合、料金は設定業者により異なりますのでご了承ください。

プリンター設定 訪問料金	
パソコン3台まで	10,000 円
パソコン4台目以降1台につき	1,000 円



<http://www.gic.co.jp>

GIC Group
GLOBAL INSURANCE CORPORATION

株式会社 GIC Japan
株式会社 GIC コンサルティング
〒064-0953 札幌市中央区宮の森3条11丁目1-34
TEL 011-612-1211 FAX 011-612-1246
E-mail: print@gic.co.jp